

入札参加資格者 様
(建設工事)

富 田 林 市

建設工事における入札制度の改正について (お知らせ)

標記の件について、本市の入札制度を下記のとおり改正いたします。

記

1 特定建設業の許可を求める設計金額の改正について

令和 5 年 1 月 1 日付けで「建設業法施行令の一部を改正する政令」が施行され、特定建設業の許可を求める下請代金額が引き上げられたため、本市の要綱(※)を下記のとおり改正いたします。

なお、施行は令和 5 年 4 月 1 日からとなります。

	令和 5 年 3 月 3 1 日公告まで	令和 5 年 4 月 1 日以降公告から
特定建設業の 許可を求める 工事	設計金額が 6, 0 0 0 万円以上 の工事	設計金額が 6, 0 0 0 万円 <u>(建築一式工 事の場合にあっては 8, 0 0 0 万円)</u> 以 上の工事

(注) 上記設計金額未満の工事であっても、履行において、下請負総額が 4, 5 0 0 万円以上(建築一式工事の場合は、7, 0 0 0 万円以上)になる場合は、一般建設業の許可で請け負うことはできません。

※ 富田林市建設工事請負業者の選定に関する要綱の改正(第 4 条)

2 建設工事における手持ち工事件数の改正について(再掲)

市内業者及び市内支店業者の受注機会の均等を図るため、手持ち工事件数について改正いたします。

なお、改正に伴う手持ち工事件数の適用は令和 5 年 4 月 1 日からとなります。

	手持ち工事(随意契約を除く。)件数	
時 期	～令和 5 年 3 月 3 1 日	令和 5 年 4 月 1 日～
市内本店業者	5 件	3 件
市内支店業者	3 件	2 件

※ 手持ち工事とは、完成検査に合格していない工事をいいます。

※ 「富田林市条件付一般競争入札参加申請書兼誓約書」が変更となりますので改めて、本市ウェブサイトの富田林市電子入札・契約情報／様式ダウンロード／入札添付用様式(建設工事)から取得してください。

※ 富田林市建設工事等条件付一般競争入札要綱の改正(第 6 条第 1 項)

以上